様式 1　公表されるべき事項

金融経済教育推進機構の役職員の報酬・給与等について（令和7年度）

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

理事長及び理事の報酬については、特殊法人等の役員の給与についての一連の閣議決定に従い、国家公務員（指定職）の水準に準じて適正な水準となるよう決定している。
監事の報酬については、他の政府関係機関における非常勤監事の勤務実態及び報酬額等を参考にして決定している。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

役員報酬は、人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律（以下、「給与法」という。）」の改定に準拠し、金融経済教育推進機構役員給与規程（以下、「役員給与規程」という。）の改定を行い、当該規程に基づいて役員報酬を支給することとしている。業績給については導入していない。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

理事長

役員報酬支給基準は、月額、特別手当から構成されている。月額については、役員給与規程に則り、本給（1,058,000円）に地域手当（211,600円）を加算して算出している。特別手当についても、役員給与規程に則り、特別手当基準額（本給＋地域手当＋本給×100分の25＋本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額）に6月及び12月に支給する場合において、いずれも100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、令和7年度においては、人事院勧告に基づく給与法の改正に準拠し、本給の引き上げ、特別手当支給率の引き上げ（0.05ヶ月分）を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額、特別手当から構成されている。月額については、役員給与規程に則り、本給（832,000円）に地域手当（166,400円）を加算して算出している。特別手当についても、役員給与規程に則り、特別手当基準額（本給＋地域手当＋本給×100分の25＋本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額）に100分の175を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、令和7年度においては、人事院勧告に基づく給与法の改正に準拠し、本給の引き上げ、特別手当支給率の引き上げ（0.05ヶ月分）を実施した。

監事（非常勤）

役員報酬支給基準は、月額のみである。月額については、役員給与規程に則り、非常勤役員手当月額（167,000円）である。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 21,493	千円 13,012	千円 6,000	千円 2,481 (地域手当)			
A理事	千円 17,196	千円 10,234	千円 4,717	千円 1,951 (地域手当) 294 (通勤手当)			
B理事	千円 17,047	千円 10,234	千円 4,717	千円 1,951 (地域手当) 145 (通勤手当)			
C監事 (非常勤)	千円 2,004	千円 2,004	千円	千円 ( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。
注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄
注3:当機構から報酬等の支払いがある者が対象である。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事長の報酬については、特殊法人等の役員の給与についての一連の閣議決定に従い、国家公務員(指定職)の水準に準じて適正な水準となるよう決定している。また、人事院勧告に基づく給与法の改定に準拠し、役員給与規程の改定を行っており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

理事の報酬については、特殊法人等の役員の給与についての一連の閣議決定に従い、国家公務員(指定職)の水準に準じて適正な水準となるよう決定している。また、人事院勧告に基づく給与法の改定に準拠し、役員給与規程の改定を行っており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

監事(非常勤)

監事の報酬については、他の政府関係機関(預金保険機構及び外国人技能実習機構)における非常勤監事の勤務実態及び報酬額等を参考にして決定しており、その報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

金融経済教育推進機構は、広範な金融・経済に関する知見に基づく教育内容の企画・立案や実行支援など、多岐に亘って専門性が求められる業務を行っており、その役員については、金融経済教育推進の戦略を担う、高度な専門性を備えた人材が求められている。そうした中で、当該役員の報酬は、特殊法人等の役員の給与についての一連の閣議決定に従い、国家公務員(指定職)に準じた水準にすることとし、人事院勧告に準じて給与規定の改定を行うこととするなど、給与水準の適正化に努めている。

4 役員の退職手当の支給状況（令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 該当者なし	年	月			
監事A （非常勤）	千円 該当者なし	年	月			

注：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
監事A （非常勤）	該当者なし

注：「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給については、現在導入していない。今後国の動向を踏まえ、導入の是非等を検討する。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の俸給については、給与法の適用を受ける国家公務員と同様に職務の内容と責任に応じて決定している。また、民間からの出向者についても、それぞれの出向元での給与を基準として、機構に採用する際に給与を決定している。
人件費管理については、認可された予算の範囲内で適正に管理している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

職員の勤務成績に応じて、国家公務員と同様に、昇給、昇格及び賞与のうち勤勉手当の額に反映させている。

③ 給与制度の内容

金融経済教育推進機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当（俸給の特別調整額、業務調整手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当）としている。
期末手当については、期末手当基礎額（俸給＋扶養手当＋地域手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額）に期別支給割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
勤勉手当については、勤勉手当基礎額（俸給＋地域手当＋役職段階別加算額＋管理職加算額）に金融経済教育推進機構職員給与規程実施細則に定める基準に従って定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度における主な改定内容は、人事院勧告に基づく給与法の改正に準拠した期末手当の支給月数の引き上げ（年間0.05ヶ月分）及び勤勉手当の支給月数の引き上げ（年間0.05ヶ月分）並びに俸給表の一部改正である。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員（令和8年4月1日時点）：70人

注：常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員（再任用職員）を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員（対象常勤職員）： 32人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当等	
常勤職員	人 29	歳 42.6	千円 8,654	千円 6,359	千円 161	千円 2,295
事務・技術	人 －	歳 －	千円 －	千円 －	千円 －	千円 －
指定職	人 －	歳 －	千円 －	千円 －	千円 －	千円 －
民間出向者	人 24	歳 38	千円 9,100	千円 6,588	千円 159	千円 2,512
嘱託職員	人 5	歳 64.5	千円 6,515	千円 5,264	千円 170	千円 1,251
在外職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
再雇用職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 4	歳 57.8	千円 5,322	千円 3,938	千円 207	千円 1,384
事務補佐職員	人 4	歳 57.8	千円 5,322	千円 3,938	千円 207	千円 1,384

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員（再任用職員）を除く。
注2：指定職員とは国の指定職俸給表の適用相当の者、民間出向職員とは金融機関等から の出向者、嘱託職員とは期間を定めて任用した者(国の指定職俸給表の適用相当の者を除 く)をいう。

注3：「事務・技術」及び「指定職員」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

注4：「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額
注5：「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算
注6：当機構から報酬等の支払いがある者が対象である。

③ 年齢別年間給与の分布状況（事務・技術職員）〔在外職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

当機構における事務・技術職員は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることからグラフを省略した。

④ 職位別年間給与の分布状況（事務・技術職員）

当機構における事務・技術職員は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載を省略した。

⑤ 賞与（令和7年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

当機構における事務・技術職員は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載を省略した。

3 給与水準の妥当性の検証等

事務技術職員

項目	内容
対国家公務員指数の状況	・年齢勘案　152．0 ・年齢・地域勘案　133．6 ・年齢・学歴勘案　157．2 ・年齢・地域・学歴勘案　142．5
国に比べて給与水準が高くなっている理由	1．当機構の勤務地は東京都（特別区）のみであり、全職員に対して東京都（特別区）20％と高い支給割合の地域手当を支給しているため。 2．当機構の職員の大宗は民間からの出向者であり、本指数の対象となる事務・技術職者は2名と極めて少数であることから、職員構成を要因とした偏差が大きくなっているため。 3．当機構は令和6年4月に設立された新しい組織であり、金融経済教育推進の戦略を担う、高度な専門性を備えた者を主に採用しているため。
給与水準の妥当性の検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合　6.10％】 （支出予算の総額　2,457,880,000円、国からの財政支出額150,000,000円：令和7年度予算） 【累積欠損額　　なし（令和6年度決算）】 【管理職の割合　34.3％（常勤職員数　32名中11名）】 【大学卒以上の割合　84.4％（常勤職員数　32名中27名）】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額】（支出総額2,041,381,718円、給与・報酬等支給総額 322,662,276円：令和6年度決算） （法人の検証結果） 給与水準が国家公務員と比較すると高くなっているのは、勤務地、職員の専門性及び職員構成の特殊性が原因であるが、引き続き、人事院勧告に準じた給与改定を行う等の給与水準の適正化に努めることが必要であると考える。 （主務大臣の検証結果） 金融経済教育推進機構は、広範な金融・経済に関する知見に基づく教育内容の企画・立案や実行支援など、多岐に亘って専門性が求められる業務を行っており、その職員については、金融経済教育推進の戦略を担う、高度な専門性を備えた人材が求められている。そうした中で、当該職員の報酬は、国家公務員に準じた水準にすることとし、人事院勧告に準じて給与規定の改定を行うこととするなど、給与水準の適正化に努めている。
講ずる措置	上記「国に比べて給与水準が高くなっている理由」による給与水準の格差は、今後も解消は困難であるものの、人事院勧告等の内容等も勘案しつつ、給与水準の見直しを行い、国民の理解が得られる水準とするよう努める。

4 モデル給与

○ 22歳（大卒初任給）
月額 242,000円　年間給与 4,029,300円
○ 35歳（係長・同相当職）
月額 355,860円　年間給与 5,912,598円
○ 50歳（課長補佐・同相当職）
月額 487,560円　年間給与 8,102,138円
※扶養親族がいる場合には、扶養手当（子1人につき13,000円）を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給については、現在導入していない。今後、給与法の適用を受ける国家公務員の動向を踏まえ、導入の是非等を検討する。

Ⅲ 総人件費について

区　分	令和7年度	令和6年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 490,186	千円 322,662
退職手当支給額 (B)	千円 0	千円 0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,004	千円 1,972
福利厚生費 (D)	千円 70,584	千円 46,397
最広義人件費 (A＋B＋C＋D)	千円 562,774	千円 371,031

注：本機構は令和6年4月に設立（7月以降業務開始）されたことから、令和6年度欄には設立以降の金額を記載している。

総人件費について参考となる事項

特になし。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

職員の定年年齢は65歳である。また、定年後も継続して勤務することを希望する者について、70歳までの継続雇用制度を導入している。

Ⅴ その他

特になし。